

「鷹巣診療所に医師が着任」は、  
個人情報保護のため掲載していません。  
ご了承ください。

昨年まで毎年6月に提出をお願いしていた現況届が、令和4年度から原則不要となります。ただし、条件に該当するかたには現況届を郵送しますので、6月1日以降に提出してください。

令和4年10月支給分(6〜9月分)から、受給者の所得が一定額以上の場合、児童手当などは支給されません。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先  
役場福祉事務所子育て支援係  
☎(86)0209

○該当条件

- ・離婚協議中で配偶者と別居している
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が実際の居住地と異なる
- ・児童の戸籍や住民票がない
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者

○所得限度額

次の表のとおり

扶養家族 などの数	所得制限限度額 (手当が減額になる基準額)		所得上限限度額 (手当が支給されなくなる基準額)	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

